

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から10月に購入した肥料(本年の秋肥として使用する肥料)が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\frac{\text{当年の肥料費}}{\left(\begin{array}{c} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right)} \div \left(\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right)} \right] \times 0.7$$

※三重県等では、さらなる上乗せ支援金の措置を検討中です。

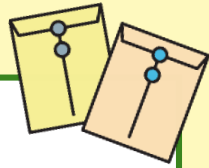
申請に必要なもの

次のものをご準備・ご提出ください。

- ① **化学肥料低減計画書**(化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと。)
※取組み実績については実績が確認できる書類を後日提出していただく必要があります。
- ② 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)の購入価格がわかるもの(領収書など)の写し ※JAで購入した肥料は不要。
(領収書がない場合、価格が確定している注文票または請求書などが必要です。)
- ③ **申請に関する確認書**(申請要件を満たしているか等を確認してください。)
- ④ 農産物の販売実績を確認できる書類(販売伝票など)の写し
(JAへ出荷いただいている方は提出の必要はありません。)
- ⑤ 支援金を入金する口座が確認できる書類の写し(通帳の写し等)
※JAへ申請を行う方は不要(ただし原則出資配当の入金先に指定されている口座にお振り込みします)

※提出書類等は農業者の皆様で5年間保管いただきますようお願いいたします。

申請方法・締切



・JAで肥料を購入いただいている方は、JAへご相談ください。

注)JA以外で肥料を購入されている方は、購入販売店へご相談ください。

・秋肥の申請締切は11月11日(金)です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年11月11日 秋肥分:農業者からの申請締切

令和5年2月頃～ 秋肥分:農業者への支援金の交付(予定)

注意事項

- ・この事業では来年の春肥に対する支援も予定されていますが、秋肥・春肥それぞれまとめて、別々に申請いただくことが必要となり、申請漏れがありますと追加申請ができませんので、領収書などの提出に漏れがないかご確認ください。
- ・申請対象となる肥料については申請後に返品された場合、支援金の返還となりますのでご注意ください。
- ・化学肥料低減取組メニューの一つに「土壌診断による施肥設計」がありますが、JAでは申込の大幅な増加が想定され、診断結果の返送までに時間を要します。また、リン酸・加里のみを分析する簡易分析もありますのでご相談ください。

<申請先・お問い合わせ先>

伊賀ふるさと農業協同組合
最寄りの各営農経済センター

〔 北部(TEL:0595-21-2770)、中部(TEL:0595-37-0341)
東部(TEL:0595-45-4144)、南部(TEL:0595-65-7200) 〕

営農部営農企画課(TEL:0595-24-5111)